

# フランス近代公教育制度の成立過程に関する研究 (Part 2)

——オポルテュニスム教育政策と1881年法の成立——

曾我雅比児

岡山理科大学理学部基礎理学科

(1995年9月30日 受理)

## 〈全体目次〉

はじめに

第1章 フランス第三共和政の成立とその歴史的課題

第1節 1870年代のフランス社会

- (1) 普仏戦争敗北の教訓
- (2) 19世紀後半の資本主義の発達

第2節 第三共和政の確立

- (1) 保守的共和政の志向 — ティエールの選択 —
- (2) 制度民主主義選択の意義 — ガンベッタの役割 —
- (3) 保守共和政の確立

(以上, Part 1)

はじめに (Part 2)

第2章 <オポルテュニスム> 公教育政策の展開

第1節 ジュール・フェリー文相の課題

- (1) オポルテュニスム路線の確立
- (2) 教育改革への下地作り

第2節 公初等学校無償制の成立

- (1) 1881年法の成立過程
- (2) 1881年法の内容と特徴

(以上, Part 2)

はじめに (Part 3)

第3節 義務・非宗教性の公初等教育の成立

- (1) 国家の教育権の復活
- (2) 1882年法の成立過程
- (3) 1882年法の内容と特徴

(以上, Part 3)

はじめに (Part 4)

第3章 <オポルテュニスム> 公教育政策の目的と本質

第1節 オポルテュニスム公教育論

- (1) ジュール・フェリーの「教育の自由」論
- (2) コンドルセの「教育の自由」構造

第2節 「人権としての教育」対「ナショナリズムの教育」

- (1) 19世紀末の資本主義の発達段階
- (2) コンドルセの公教育論とオポルテュニスム公教育論
- (3) <オポルテュニスム> 公教育政策の目的と本質

おわりに

(以上, Part 4)

## はじめに

本稿は『国際教育研究所紀要第1号』に掲載された「フランス近代公教育制度の成立過程に関する研究（Part 1）—第三共和政の成立とその歴史的課題—」の続稿である。「フランス近代公教育制度の成立過程に関する研究」との統合テーマのもと4部構成で、筆者はフランスの19世紀社会を対象に据え資本主義の発展と公教育政策の展開の相互作用を追跡し、「人権としての教育」という近代教育原則がいかに継承もしくは変質されていったのかという問題を考察することを目指している。

『国際教育研究所紀要』にその（Part 1）を発表した後、諸般の事情により続稿の起草を中断していたが、今回この場を借り再度当初の課題に挑戦してみようと思う。発表の場が替わったことでもあるので、（Part 1）において述べた研究の問題関心を以下に再録することにする。

歴史的に、資本主義の発展と公教育政策の展開は密接な関係を有している。そのことは、市民革命の成立とともに資本主義経済が発達を開始したフランスにおいて一層顕著である。大革命は、その原理宣言である『人および市民の権利宣言（Déclaration des droits de l'homme et du citoyen）』の理念に基づき、労働・生産・流通と教育を「人の消滅することのない自然権」（第2条）としてとらえた。なぜなら、革命政府は、資本主義の自由な展開を保証するためには、国民の広範な部分を占める小商品生産者を封建的土地所有関係および絶対王政下の職業・産業諸規制の拘束から解放する必要があったからである。したがって、フランス資本主義は、自然権としての「生産と流通の自由」を獲得したこの中小ブルジョワジーの自由な展開に基づく資本主義の形成にこそ、その理念的基盤を置いていたといえるのである。

自然権は他人の自然権を侵さない限り制限されてはならない。他人の自然権を侵さないかわりに自らの自然権も侵されてはならない。このルールを保障するためにこそ国家が存在する。したがって、そのような国家を形成することは、市民的権利として第一義的に尊重されなければならない。このような思想を原理とする社会は、この原理保全のため、必然的に、市民の啓蒙とそれを現実的に保証しうる公教育の制度化を構想することになる。

その典型がコンドルセの公教育論である。そこでは、子どもと親の自然権である「教育の自由」を基軸として、その展開面である「教育を受ける権利」に対し、国家は全階梯における無償の公教育を準備しなければならない義務が課される、とするのである。あくまでも個人の自由と権利に立脚したこの公教育は、当然ながら「教育内容の非宗教性＝価値的中立性」を必要とはするが、義務就学の考えには反対的立場に立つ。なぜなら、子どもの教育における「特定の価値の押し付け＝宗教性」は子どもの養育における両親の自然権の侵犯であり、また就学を義務的に強制することは自由を基調とする市民的権利の侵犯にあたる、と考えられたからである。

かように、「人権としての労働」や「人権としての教育」を理念として出発したフランス資本主義社会は、現実の歴史過程においては、封建貴族の反革命の巻き返しやイギリスの資本生産力への対抗力の早期構築の必要性等の様々な障害や問題に直面し、自然権としての「自由」の理念は「自由放任主義（レッセ・フェール）」の現実的政策にとって替わられ、資本主義の発展の局面は貨幣資本主導の段階（産業資本内部の原蓄過程＝労働力の創出時代）<sup>1)</sup>から産業資本成立の段階（産業革命過程＝労働力食いつぶしの時代）<sup>2)</sup>へと急速に変化していき、安価な労働力を求める資本は児童労働にはすることになるのである。

このような時代の中で、公教育はもはや資本の関心事ではなくなった。児童労働力を必要とする資本主義の暗黒時代は、労働者大衆の教育を家長主義に基づく慈善教育の伝統を維持するカトリック教会に委ねた。そこでは「教育の自由」は、コンドルセのそれから180度転回し、主として教会関係者による無秩序な「学校開設の自由」や「宗教教育の自由」、あるいは教会認定の教師による「教授の自由」として具体的に展開されることになる（＝教育のレッセ・フェール）。

ところが、資本主義が産業革命を経て産業資本の確立を迎える、しかも従来の保護貿易主義が1860年の英仏通商条約の締結を契機に自由貿易主義に転じるにおよび、資本主義内部での労働力保全の必要性の主張と相俟って、従来の教育におけるレッセ・フェール主義の手直しが始まることとなる（特に、第二帝政期末のヴィクトール・デュルイ Victor Duruy の改革が特筆されよう）。

さらに普仏戦争の敗北、パリ・コミューンの動乱を経て事態は一変する。パリ・コミューンは、たとえそれが「資本主義の構造的揚棄を企図したものではなく」<sup>3)</sup>、単に官僚制機構からの民衆の自己解放運動であったにすぎないものであったとしても、それは確実に「民主主義的な組織の新しいタイプを提示」<sup>4)</sup>したものであり、したがって、その教育政策においても当然新しい理念の提示がおこなわれたのである。すなわち、大革命の伝統を受け継いで教育の非宗教化と無償化を宣言する一方、「教育改革によりその基本的な社会主義的性格を確立すること」<sup>5)</sup>を希求するコミューン教育委員会は、子どもの権利を守るために、両親と社会の責務としての義務就学の構想を提示したのである。

コミューンのこの教育政策に直面したコミューン弾圧者としての第三共和政の共和主義者たち（公教育大臣ジュール・フェリー Jules Ferry (1832-93) を中心とする《オポルチュニスト opportuniste》）は、世紀末大不況に苦しむ資本主義を立ち直らせる使命をかけて、このコミューン教育観に替わる新しい公教育論を展開し、その制度化を推進しなければならなかつたのである。しかも、ここに構想された公教育制度が現在にも引き続くフランスの学校制度の原型となつたのである。したがって、このフランス第三共和政期における公教育制度の成立過程の研究は、単に資本主義の発展と公教育政策の展開という問題を検討することだけにとどまらず、人権としての教育という近代教育原則がいかに継承もしくは変質されていったのかという問題を考察することにもつながる重要な研究テーマであると

思惟するのである。

各部の内容構成に関しては、(Part 1)においては普仏戦争の敗北とパリ・コミューン弾圧後の王党派が支配する1870年代初頭のフランス社会を精神史的・経済史的・政治史的に概観し、そのような時代背景の中で共和主義者たちが霸権を獲得するまでの行跡と、その霸権維持のために彼らに課された課題を考察した。(Part 2)にあたる本稿においては、霸権を獲得した共和主義者（穏和共和派＝オポルテュニスト）たちの共和主義改革の一環としての、義務・無償・非宗教化の原則にのっとる公初等学校制度（＝国民教育制度）確立の作業を、無償制の導入を実現した1881年法の成立過程に即して考察していくことを課題とする。また、(Part 3)においては、同上の問題を義務性と非宗教性の導入を実現した1881年法の成立過程に即して考察する予定である。最後に(Part 4)では、《オポルテュニスト》の公教育論とコンドルセのそれを「教育の自由」論の観点から比較分析し、《オポルテュニスト》公教育政策の目的と本質は、コンドルセの構想した「人権としての教育」の思想の具体的展開ではなく、秩序維持・国民的統一・愛国心高揚を目的とする帝国主義政策の一環としての公民養成制度の創設にあったことを実証していきたいと考えている。

## 註

- 1) 復古王政から7月王政にかけての時期（1814～1848）を指す。
- 2) 第二共和制以後第三帝政前半期までの時期（1814～1860）がそれにあたる。
- 3) 中木康夫『フランス政治史』未来社、1976, p.214。
- 4) A. テュデスク著、大石明夫訳『フランスの民主主義－1815年以後－』評論社、1973, p.170。
- 5) コミューンの教育委員会委員ヴァイヤン Vaillant の言葉。(Ch. Fourrier, *L'enseignement français de 1789 à 1945*, Paris, 1965, p.184 より引用)

## 第2章 《オポルテュニズム》公教育政策の展開

### 第1節 ジュール・フェリー文相の課題

#### (1) オポルテュニズム路線の確立

1877年の「5月16日事件」に端を発した共和派と王党派の抗争は、1879年1月の上院改選における共和派の圧勝、およびその結果としての大統領の交代（王党派マクマロン MacMahon から共和派ジュール・クレヴィー Jules Crévy へ）により、最終的に共和派の勝利のうちに幕を閉じたことは(Part 1)で詳述したところである。これ以降、急進主義を放棄した「共和主義同盟」（＝ガンベッタ派；中・小資本、小市民層を基盤とする）は上層産業資本に支持される共和派主流（共和左派＝フェリー派）に接近し、この両者に加え、オート・バンク左翼層に支えられる「中央左派」も加わり、三者提携によるいわゆる《オポルテュニズム》路線が、経済好況（1875年～82年）<sup>1)</sup>の僥倖を得て、安定的に展開されていくのである。

オポルテュニスムの名称およびその意味するところは、1881年次の選挙遊説に当たってガンベッタが公表した『日和見主義綱領（programme opportuniste）』に由来する。それは、秩序維持・内乱防止のためにとられざるをえなかつた「保守としての共和制」を守り育ててゆくために、ジャコバン的急進主義を放棄し共和主義的改革を当面必要なものから適宜実施していこう、言い換れば当面急を要しない改革は適宜延期していこうという路線のことである。穏健的共和主義を主張する「共和左派」により主導されたオポルテュニスム路線は、その有力指導者の多くが財界の上層資本家層と結託していたと指摘されるよう<sup>2)</sup>、政策的関心を専ら上層資本集團（＝オート・バンク、大株式銀行、上層産業資本）の利害関係におき、国内的にはフレシネ計画<sup>3)</sup>にみられる大公共事業の展開を、対外的にはチュニジアやインドシナへの積極的な植民地進出政策がとられた。

一方、国内の共和主義改革は、経済重視の政策の影に隠れ、まさに「時宜に適った」ものののみが着手されたにすぎなかつた<sup>4)</sup>。しかしその中で、1881年法および1882年法を頂点とする初等公教育の制度化を目指す教育改革は異例に重視された。なぜならば、この時期において、教会の学校支配力を掘り崩し、教育内容の世俗化をおしすすめ、国民の教育に関する国家の教育権の確立を目指す反教権主義的な教育改革は、ティエール→ガンベッタと引き継がれてきた「保守としての共和制」安定のため、是非とも取り組まれざるをえない課題であったからなのである。

この点に関し今少し検討を加えよう。オポルテュニスムのリーダーとしてジュール・フェリーは、ティエール=ガンベッタ路線に沿った共和制安定のための「時宜に適った」政策の推進と、帝国主義段階を迎えた新たな武装を必要としていたフランス資本主義のため高度な経済活動を容易ならしめる社会諸組織の制度再編成を先取り的に進めていく、という二重の政策課題が課されていたのである。この2点の課題遂行のための共通する目標は「国民的統合」の実現であった。なぜならば、フェリーが引き継いだティエール=ガンベッタ路線の希求する共和制は内乱防止・秩序維持を基本的命題としていたからであり、また国際的帝国主義競争に勝利を博するにはナショナリズムに燃えた広範な民衆の結集が必要であったからである。そして、この「国民的統合」達成のため、1880年代のフランスにおいては、教育における反教権主義<sup>5)</sup>的改革が有効な機能を發揮したのである。

社会階級という側面に視点をあて「国民的統合」達成のための課題をみれば、まず第1に、資本主義の発達とともに増大するプロレタリアート（その先鋒集團はパリ・コミューンの弾圧により崩壊させられていたが）をいかに保守的共和制の内部に抱き込むか<sup>6)</sup>、第2に、従来ボナパルティズム（＝一種の専制主義）支持の基盤であった農民層をいかに共和主義支持へと啓蒙するか、そしてそれを通じて都市と農村の連帶を強化すること、そして最後に、資本主義的経済活動の桎梏となっている未だに生き残っている封建的階級（＝地方の大土地所有貴族およびそれに絡みつくカトリック勢力）の力を速やかに衰減させること、などが重要な課題であった。

反教権闘争は上記の課題遂行上、格好の錦の御旗として利用された。まず、学校の支配権を教会から国家へと移管させることにより国家の求める教育（＝国民統合のためのナショナリズム教育）を全国的に展開し、農民啓蒙の基盤を整備する。次に、農民啓蒙は彼らのボナパルト信仰を打ち碎き、同時に農村に根強く生き続ける伝統的名望家支配（＝封建的残滓）を弱めることになるであろう。また、全国的な共通教育の普及は從来の都市対農村という対抗関係を都市＝農村の連帶関係へと転化させる効果をもたらすであろうし、反教権のスローガンは都市の未組織労働者集団の共和主義支持ムードにもアピールできるであろう。

以上すなわち、反教権闘争は、封建秩序の残滓を切り捨てるにより、中・小ブルジョワジーは言うにおよばず、農民、プロレタリアートをも共和派内に取り込み、一挙に「国民的統合」を進めていくうえでの格好の切り札であったのである<sup>7)</sup>。この反教権闘争の教育分野における最大の山場が1881年法をめぐるオポルテュニスム公教育政策の展開過程であったのである。

## (2) 教育改革への下地作り

ジュール・フェリーによる1880年代の教育改革は初等義務教育を中心とする公教育制度の全国的基礎を樹立するという大きな成果を挙げたが、フェリー改革の下地作りとしての第二帝政後半期における初等教育拡張のための先駆け的取り組みを見逃すことはできない。とりわけ公教育大臣ビクトール・デュルイ Victor Duruy の改革努力とジャン・マセ Jean Macé 率いる「フランス教育同盟 (Ligue française de l'enseignement)」の運動が大きな影響を与えたのである。

### ①デュルイの初等教育無償化拡大の取り組み

自由主義的方向へ政策転換が行われた第二帝政期の後半、ルイ・ボナパルトは1863年6月デュルイを公教育大臣に任命した。デュルイはローマ史専攻の学者として著名であり、また行政官としてもパリ・アカデミー視学官や中央視学官などの要職を歴任していたが、政治的には反教権主義の立場をとり、また1851年のルイ・ボナパルトによるクーデタ直後の国民信任投票においては「ノン」の態度を表明するなど多分に共和主義志向の強い人物であった。

彼は公教育大臣に就任するや、初等教育の普及状況を正確に把握するため全国調査を行わせた。1866年発表の調査報告によると、全人口の39%が完全な文盲で、10%がかろうじて文字を読める状態であることと<sup>8)</sup>、学齢児童約500万人中50万人前後が未就学であること、しかも就学児童の34%が年間6ヵ月未満しか通学していないこと<sup>9)</sup>等が判明した。かねてより初等教育の義務・無償制確立の必要を信条としていたデュルイは、この惨憺たる結果に意を決して改革に傾倒していく。

当時の公教育に関する基本法であった「ファル一法」はその24条と36条で、貧困児童の初等教育授業料の免除を規定していたが、各県における無償児童の最大限度数を全児童数のほぼ3分の1に限定する権限を知事に与えていた。その結果、無償の恩典に預かっていた児童の割合は、1850年に39%，1863年には38%，1866年には41%にしかすぎなかった<sup>10)</sup>。

したがってデュルイは、まず知事のこの権限に狙いを定め、1866年3月28日の政令（デクレ décret）によって知事からこの権限を奪い、無償教育の拡大への道を開いた。次いで1867年4月10日の法律を制定し、その第8条において無償教育拡大のための財政的保障を以下のように規定する。

第8条 1850年3月15日法（＝ファル一法）第36条第3項において認められた、完全無償の学校教育を複数校維持する権限行使しようとする全てのコミューンは、学校維持のための適正な財源として、同法において規定された特別課税のほかに4つの直接税に対する4%を超えない付加税を臨時課税として課し、その収入を当てることができる。

②前項に規定された財源では不十分の場合は、県議会の議決に基づき補助金が県の基金の中から支給されるであろう。なおかつそれでも足りない場合は、公教育省の予算にそのために毎年計上されている特別費の中から補助金が支給されるであろう。

さらに第15条において、通学率向上を図って、「学校金庫（Caisse des écoles）」の創設を命じる。

第15条 コミューンは県知事の承認を受け、精勤な生徒を報奨しあつ貧困家庭の生徒を援助する目的で、生徒の通学を奨励し援助するための学校基金を設けることができる。

「フランス革命期にあらわれた教育の原則にたちかえり……50年のファル一法の反動的性格を覆すことを目指した」<sup>11)</sup>デュルイは法律原案には初等教育の義務制と完全無償制を盛り込んでいたが、カトリック勢力を中心とする教権陣営の猛反対にあい上述のように幾分かの後退を余儀なくされた。しかしながら、本法の施行にともない無償生徒の数は急激に増加し、その割合は第三共和制当初において既に3分の2にも達していた。しかもその受益者は一人貧困家庭のみに限られず、多様な階層の生徒が享受していたと指摘されている<sup>12)</sup>。このように、ヴィクトール・デュルイの先駆的努力があったればこそ、フェリーの改革が比較的順調に展開されたと言っても過言ではないであろう。

## ②フランス教育同盟の公教育支援の大衆運動

初等公教育の完全無償化を政策として掲げることに先鞭をつけたことがデュルイの功績

であったとすれば、それを広く社会に働きかけ「要求としての義務・無償・世俗化の公教育」へと世論を大衆的に結集したことがフランス教育同盟の果たした歴史的意義であった。

1864年にベルギーにおいて教育の開発と普及を目的とする教育同盟が結成されたことを知ったジャン・マセは、フランスにおいても同趣旨の組織を設立することを決意し1866年11月に会の発足に漕ぎ着けた。発足時3名であった同盟員は6カ月後には4,075名へと急成長する<sup>13)</sup>。この事実からも、当時のフランス社会においては民衆教育の組織化にかける期待が極めて高かったことを推測できるであろう。

同盟規約第1条に「教育同盟は、フランス全土において、公教育発展をもくろむ個人的発意を惹起することを目標とする」と宣言するように、同盟はその当初から公教育制度樹立の援助のため初等教育の義務・無償・世俗化の要求を大衆レベルに普及することに熱心に取り組んだ。早くも1869年には同盟のル・アーヴル支部は初等教育の義務化を求める30万人署名を、また1870年にはストラスブールの委員会は義務化・無償化の実現を要求する35万人署名の運動を展開した<sup>14)</sup>。

1871年に時の公教育大臣ジュール・シモン Jules Simon が初等教育の普及および世俗化を促進する諸規定を含む改革法案を国民議会に提出するや、マセは、その側面援助のため、全地方支部に当てて義務・無償・世俗教育に賛成する『無知追放のための5サンチーム国民運動』への取り組みを提起した。これ以後、同盟は「無償・義務・世俗化」の学校の普及・発展のため、共和政府の共和主義改革を積極的に支援していくことを運動の主眼に据えていくことになる。

1872年に100万にものぼる署名を国民議会に提出するがシモン法案の否決により運動は一時的に頓挫するが、フェリーが改革に着手しはじめると再度強力な側面支援運動を開始する。1879年7月、マセは下記の署名原案<sup>15)</sup>を全同盟員に送付し、フェリー改革を支持する同盟の姿勢を同盟員間で再確認する事を求めた。

「下に署名したる者は、コミューンや県もしくは国より助成を受けている学校においては、男女両性の児童に義務・無償・世俗の初等教育が与えられることを要求する。

一 義務制は、子どもたちの相互連帶を願う、個人的および社会的の二重の意味からの関心によってである。

一 無償制は、人々の平等を希求し、教育を受けさせないことについての口実を取り除かんとするためである。

一 世俗化は、「科学は学校に、宗教は教会に」の原則のみが良心の自由を守るものであると信じるがためである。」

さらに、フェリー提案の義務・無償化法案の審議が山場にさしかかった1881年4月に、教育同盟はガンベッタの提案に従い、法案成立を支援する民間教育団体の大同団結のため

『フランス教育援助同盟 (Ligue Française pour l'enseignement)』に合流し、より一層強力な支援運動を展開していったのである<sup>16)</sup>。かようにフランス教育同盟は、フェリー改革に対して、その一般的支持の世論を形成することと、実際に改革が着手されはじめると大衆運動を組織し強力な側面支援を展開するという、二重の形での貢献を行ったのであり、その歴史的意義は高く評価されるのである。

## 第2節 公初等学校無償制の成立

### (1) 1881年法の成立過程

1880年1月20日、公教育大臣ジユール・フェリーは議会事務局に、公初等教育の無償化と義務化・世俗化の成立を目指す2つの別個の法案を同時に提出した。後に『無償制制定に関する1881年法』と『義務教育と世俗化に関する1882年法』に結実する原案である。このうち1882年法（義務化・世俗化）は稿を改めるとし、以下1881年法（無償化）の成立過程を検討することにする。

無償化法案は同年7月5日に下院議事日程に上程され、一般討議が開始された。無償化法案は義務化・世俗化法案に比べスムーズかつ短期間の内に可決成立をみた<sup>17)</sup>のであるが、それでも強硬な反対論が続出し激しい論戦が展開された。以下においては、議論重複の煩雑さを避けるためと議論の対抗関係を明確にするため、下院と上院のそれぞれにおける両派の代表者間の論戦をとりあげ、議論の論拠の内容とその推移に着目し考察を加えていくこととする<sup>18)</sup>。

#### ①下院での論戦 — フレッペル対フェリー

無償化、義務化・世俗化の両法案の審議を通じて最も強硬な反対論者として勇名を馳せたのは、プレスト選出の下院議員であり元ソルボンヌの神学教授であったアンジェ司教フレッペル<sup>M<sup>gr</sup> Freppel</sup>であった。フレッペルは政府が考えているような絶対無償制は欺瞞であるという。なぜなら無償といってもその費用は実際には納税者が支払う公金によって賄われるからである。したがって、政府案が構想しているような必要経費をすべて税金に依存する無償制が実現されれば、「自らの権利として子を私立学校に通わせている貧乏な親が公立学校に子を通わせている金持ちの親のために負担する」という逆差別が生じるであろうと警告する。

また人間心理の側面に触れ、「義務はそのための努力を何ら要求されなくなったとき消滅し、人々はその義務の対象に対する関心を失ってしまいます。学校教育が無償になれば家庭の義務は無となり、それは学校に対する家庭の関心や配慮を無くさせることにもつながります。」と述べる。すなわち、絶対無償化が実現されれば、学校に関心を払ったり、学校教育のことを考慮するという家庭の義務を著しく弱めることになり、そのことは逆に大衆教育拡大を目的とする無償化の理念に反する結果をもたらすという矛盾を生み出すで

あろうと予言する。したがって、大衆教育拡大のためこれまで努力を積み重ねてきたカトリック教会を代表して、そのような努力を水泡に帰す恐れのある絶対無償化の導入には断固反対する、と弁ずる。

さらに彼は、「国家から無償で知恵を養うパンを受け取る権利が子どもたちにあることをいったん認めると、次はさしあたりより必要な身体を養うパンを無償で受け取る権利を子どもたちに与えよ、との要求が続くであります。そのような事態を諸君は恐ろしいとは思わないのか。」と続ける。先の無償化は家庭から学校への関心を薄れさせるのではないかとの論旨も、このいったんある権利を認めると民衆は要求をエスカレートさせるものであるとの認識も、共に「民衆＝愚民觀」に根ざすお上意識が発露したものであり、大衆時代の到来を予感しての旧支配者層の危惧觀と嫌悪感を反映したものとみることができようが、それゆえそのような時代における世論を動かすには説得力に欠ける論であったといえよう。

しかし何と言っても彼の中心論拠は、国家が民衆教育に介入し無償公教育を完全実施すれば、私教育はもはや対等に競い合はず既得権益を大きく浸食されるのではないかとの危惧に発するものであった。つまり、教育は個人の発意に委ねられるべき自由なるものであるべきだとの論である。「自由な発展を個人の発意にまかせましょう。結社の熱意と献身に委ねましょう。あらゆる分野の個人と集団の幅広い活力にまかせましょう。なぜなら、国民全体の道徳性と知性を増大させるためには、これら個人間、集団間で競い合うことが極めて有益かつ重要であるからであります。……対抗心に基づく自由なる競争の結果を信じましょう。……何ら急がされることなく、何ら駆り立てられることなく、我々の共通の目的、すなわち大衆教育の拡張と発展に自然とたどり着くことができるであります。それでこそ、それぞれの家庭と国の双方にとって利益があったというものなのです。」

フレッペルの反対論を受けて登壇したフェリーは、フレッペルの論に反駁を加えながら無償化がなぜ必要なのかを説得していく。彼の論は次の2点に集約できるであろう。まず第1点は、国民諸階層の交流と融和を学校教育を通して実現していく必要があるという点である。彼は言う、「現代フランスにとって、将来祖国の旗のもとに結集し協力しあわなければならぬ子どもたちを、今の内から学校の教室内で交流させることができて大切な」のに、現実には授業料有償の制度のため教団経営の学校などでは無償児童と有償児童の間にさまざまな垣根が設けられている。この障壁を取り除くためには絶対的無償制が必要なのである。

第2点は、民主主義社会においては国家は国民に最低限の教育を受けることを要求することができ、またそのための配慮をする義務があるという点である。フェリーによれば、現代国家は民主主義的社會における初等教育についての第一の利害を確定する絶対的な義務を課されている。そして、その第一の利害とは、まさに「最低限の基礎教育は全ての国

民に受けてもらうこと」であるので、その前提条件としての初等教育における無償制の確立は是非必要なのである。

フェリーの推進論の背後には次のような一貫した論理を読みとることができる。即ち、無償児童と有償児童の差別を非難するとき、彼の内においては国家の子どもたちの間における権利の平等性が実現されなければならないとの思いが強かったのであろう。理念としての平等性に留まるだけでなく、知育に対する権利の平等として確立されなければならないと彼は考えた。しかし、子どもたちの権利としての知育に関して、その最低限の基礎教育内容は国家の第一の利害関心の対象でもあるので、そのような知育は国民にとって権利であると同時に義務でもあったのである。さまざまな階層の子どもたちが一つ教室の中で同一の権利を持って知育に参加し、国家が用意する最低限の基礎教育を共通に享受するその過程において社会連帶＝国民的統合の礎が構築されるであろうとフェリーは構想していたのである。

従ってこの構想は初等教育の絶対無償制のみで満足しそこに留まるべき性質のものではない。義務制と教育内容の非宗教化（＝国家的中立化）は無償化と一体のもとで構想されるべきものであった。フェリー自身、民主主義社会における国家が配慮する第一の利害は最低限の基礎教育であると述べた後、その言葉を引き継いで「私は先に『全ての国民に受けてもらう』と言いました。ということは、この言葉のうちには、無償化と義務制が同時に込められているということなのです。」と表明しているのである。

フェリーの演説に続き何人かの反対演説が行われた後、議会は一般討議の終了を可決し、続いて各条の条項討議に入ることを確認した。それは、夏期休暇にともなう休会期間あけの11月25日より開始された。下院においては共和派（＝賛成派）が議席数の上で圧倒的に王党派（＝反対派）に対して優位に立っていたという力関係を反映し、各条の条項討議も順調に進行し、11月29日に、356対120の圧倒的票差で、政府原案は可決され上院へ送付された。

## ②上院での審議

イッポリット・リビエール Hippolyte Ribiére が代表として無償制法案審査上院委員会の報告書を上院事務局に提出したのは翌1881年3月5日のことであり、審議開始はひと月遅れて4月4日から始まった。

上院の審議において注目すべきことは、無償化反対論の論拠が下院のそれから大きく変化したことである。フレッペルを代表とする下院における反対論者たちの論拠が教育のレッセ・フェール主義に求められていたのに対し、上院のそれは無償化が学校からの宗教の排除に連なる可能性に対する危惧に基づくものであった。無償化法案は単独のものではなく、最終的には公教育の世俗化に連なる全体構想における一つの布石であることが明瞭に

意識され始めたからかもしれない。

反対論の先陣を切って登壇したピエール・ジュアン Pierre Jouin は、共和派は国家が国民の教師になること、そのために従来のコミューン学校や市町村学校の替わりに国家の学校を配置しようとしていると非難する。そして、その野望が実現した暁には、「そのような学校は現今の学校のどれにも似ないものとなるであろう。そこではもはや宗教について語られることはなくなるであります」と、新しい学校からはキリスト教道徳が追放されるかもしれない危惧を表明する。またシャルル・シェヌロン Charles Chesnelong も、「共和派諸君はフランスにおいて知育を普及させたいとおっしゃるが、本当の目論見の半分だけしか語っておられない。諸君は本心は反キリスト教の教育を普及させたがっているのです。キリスト教教育を破壊したがっているのであります」と、ジュアンに比べ一層危機感を募らせて反対を表明する。

さらにジュアンは、「宗教が自由に教えられること＝教育の自由」と定式化し、「諸君は自由を押収しようとでも言うのか。それが道理に適った行いだとでも思っているのか……われわれは自由が生き延びられることを断固として諸君に要求する。」と攻撃する。

この反対論に対し、法案報告者リビエールは、審議を長引かせる恐れのある哲学問答(=教育の自由の問題)を避け、無償化法案は全ての者に平等にしかもできるだけ多くの児童に初等教育の恩恵を与える意図のものである、との政府公式見解を繰り返すだけであった。

政府側の法案撤回や大幅修正はあり得ないとみた野党側は修正案による譲歩を引き出す戦術に出る。シェヌロンは提案する。一種の学校券 des bons d'école を発行し、両親に子どもの学校選択の自由を認めようという提案である。この券を提出すれば、公立でも私立でも、世俗的学校でも教会的学校でも、親の好みの学校で無償教育を受けさせることができる、とシェヌロンは述べる<sup>19)</sup>。この提案は本質的には宗教系学校の生き残りをかけたものであることは言うまでもないが、家長の子弟の教育選択の権利と、私立学校に子どもを通わせる経済的余裕のない親にも私教育選択の自由を同時に叶えることができる案であると考えることができ、今日的には評価できるものである。しかし、学校の統一と基礎教育の共通化により国民的統合を目指すフェリーにとってはこの案は受け入れられるものではなかった。「国家から補助金を受ける自由学校 écoles libres という理論は私の受け入れるところではありません」とこの修正案を拒否する。

翌4月5日から法案審議は第1読会に入り、順次投票にかけられていった。6週間後からは第2読会に入り、その時から1879年5月に提出されていた教員資格・免許状法案と並立審議にかけられるようになった。5月17日に両方案は164対90の賛成多数により可決された。この上院可決法案は、財政面について一部修正が行われたため、再度下院に戻され再審議に付され、最終的には1881年6月11日に法として成立するにいたった。

## (2) 1881年法の内容と特徴

1881年6月11日に下院にて可決され、同16日に公布された法律は二つの部分からなる。一つは、上院での無償法案の審議に際して付け加えられた『初等教育資格免状に関する1881年6月16日の第1法律 1<sup>er</sup> Loi du juin 1881 relative aux titres de capacité de l'enseignement primaire』であり、今一つは『無償制創設についての1881年6月16日の第二法律 2<sup>me</sup> Loi du 16 juin 1881 instituant la gratuité』である。第一法律、第二法律の呼称はその法案の議会への提出時の順序からきたものである<sup>20)</sup>。以下、第二法律の内容と特徴について検討を加えることにする。

本法の構成は全7カ条からなっている。第1条は無償化宣言規定、第2条から5条までは無償化実施のための財政規定、第6条は教員の待遇規定、第7条が無償化が適用される学校に関する規定である。また、本法の特徴は次の2点にある。第1点は、公立学校のみに無償制を限定していること。第2点は、特に財政面において従来の規定（1850年法と1867年法）を踏襲しながらも、その適用を時代・目的にあわせるように柔軟に変更していることである。

第1点につき具体的に説明すれば、第1条で「もはや、公立初等学校および公立幼稚園においては授業料は徴収されないであろう」と宣言しており、しかも第7条で無償制の適用されるその他の学校も「市町村立女子学校」と「いわゆる幼児学校と呼ばれる市町村立の中間学校 les écoles intermédiaires」と指定されているように、無償制は公立の初等教育諸学校のみに適用される規定となっているのである。

従来は、1850年法（ファルー法）の第24条「初等教育内容は授業料を払うことができない家庭の全ての子弟に対しては無償で与えられる」およびそれを受けた第36条「アカデミー評議会は、家庭が授業料を支弁できない全ての児童が私立学校で無償の初等教育が受けられるために、……コムюーンに対して公立学校を維持することを免除することができる」の規定にあるように、たとえ限られた数であったとしても（全体の約3分の1）無償児童は必ずしも公立学校で教育を受ける必要はなかった。そのことに無償児童数を飛躍的に増大させたヴィクトール・デュルイの1867年法においても踏襲されていた。デュルイは、ファルー法の第36条の規定を財政面からこ入れし、コムюーンの負担を減少させることにより無償の枠を大幅に拡大したのである。このように、1881年法ははじめて絶対的無償制を実現したが、それを公立学校のみに限定させたのである<sup>21)</sup>。

次に第2点については、公立学校における無償化維持のための財源確保の手段としてファルー法第40条の規定に全面的に依存しながらも、ファルー法では任意としているものを義務に変えるなど、その具体的適用において独自性を打ち出しているところなどにその特徴がよく表れている。少し長くなるが参考のためにファルー法第40条を以下に紹介しよう。

第40条 公立学校における無償教育を維持するための維持基金が……設けられて

いない場合は、市町村における初等教育のための費用を賄う方策について市町村議会は協議しなければならない。

通常の収入では不足する場合には、この費用のために……特別課税の手段が講じられよう。この課税は……4つの直接税に対する3%を超えない範囲の付加税の形で行われるであろう。

上記の方法によってもなお学校の費用を賄えない場合には、県の一般会計から補助金が充てられるであろう。それでも不足する場合には、……特別課税の手段が講じられよう。この課税は……4つの直接税に対する2%を超えない範囲の付加税の形であろう。

市町村および県の財源のみでは不足する場合には、公教育大臣は……議会の承認を得て国庫から補助金を支給するであろう。

1881年法はその第2条で、ファルー法によって創出された「4つの直接税に対する3%を超えない範囲の付加税」（もっともこの税率はデュルイの1867年法による改革で4%に引き上げられていたが）という方式をそのまま適用するが、ファルー法では必ずしも義務的ではなかったこの措置を、全ての市町村に義務付けている。

**第2条 初等教育役務のために1850年3月15日の法律第40条……により創出された4つの特別税は全ての市町村において徴収されなければならず、それによる収入は一般会計の中に組み込まれるであろう。**

そして第3条ではこの特別税の対象とする収入を「①市町村財産からの現金収入、②馬税、車税、および狩猟許可金のうち市町村に還元される配分、③犬税、④物品入市税による収入、⑤通行税および市町村庁舎・定期市・市場使用料」と具体的に指定している。なお、この特別税は市町村だけでなく県に対しても義務付けている。「第4条 初等教育役務のために1850年3月15日の法律第40条……により創出された4つの特別税の導入は県においても義務的である。」ただし、国庫からの援助規定はファルー法と同様である。「第5条 本法第2、3、4条の定められた方式によって得られた資金では不足する場合には、費用は国からの補助金で補われるであろう。」

最後に、上述の特徴はいかなる意図の顕現したものなのか、ジュール・フェリーあるいはオポルテュニストの政策意図とどのような関係になっているのかを考察して本節を締めくくることにする。

第1の特徴である公立の初等学校のみの無償化は、翌82年の義務化・世俗化法第4条の、初等教育は義務とするが教育を受ける場は特定しないとの規定と突き合わせてみれば、これまで放任されるか無償で私立学校（主として協会経営の学校）に通っていた貧困庶民の児童を公立学校に一挙に吸収し、私立学校に打撃を与えなんと意図していたことは明白で

ある。そこには、私立学校の背景を支える勢力の力を弱め、公立学校一本に国民の教育制度を統一化していこうとする強い意志が働いていたことは見やすい道理である。

この学校制度統一化の意志に留意しながら、1881年法が、宣言面における斬新性（第1の特徴）と実務面（財政面）における旧套墨守性（第2の特徴）の両面を含んでいる意味を考えてみれば、オポルチュニストの政策意図が浮き出てくるのである。即ち、基本となる部分（＝公立学校の初等教育のみの無償化）をまず先行的に改革し、それに付随するいわば技術的部分（＝財源調達手段）は従来の物を基に必要な部分を改良することにより、全体として急激なる変革を避けつつ必要な改革を進めようとしたのではないか。そこには急激なる変化を進めることにともなう社会的混乱を極力避けようとするオポルチュニストたちの慎重な保守的考慮が働いていたものと言えよう。

## 註

- 1) この時期は世紀末の大不況期の中での一定の好況の時期であり、中・小ブルジョワジーの繁栄と資本輸出の増加をもたらした。加えて、政治の安定とフランの安定が相俟って、資本輸出、そのための公債投機が活発となり、中・小資本、小市民、農民層までもが公債や株式所有に資金を投資し大衆的ランティエ層を形成していく。かくて、19世紀末のフランス「高利貸し的帝国主義」の社会的基盤が形成されていくが、ガンベッタの急進主義放棄の背景にはこのような小市民層の体制傾斜があったと言われている。以上詳しくは、中木康夫『フランス政治史』未来社、1976、pp.247-8 を参照のこと。
- 2) 例えは、フェリーは東部の上層綿業資本の支援を受けており、中央左派内におけるフェリーと並ぶ実力者であったレオン・セイ Léon Say はロートシルトグループの、またフレシネ Freycinet は銀行界を背景としていた。(J. Chastenet, Histoire de la Troisième République, t.II, Paris, 1954, pp.279-280)
- 3) 公共事業相フレシネ、蔵相レオン・セイ、それに下院財政委員会委員長ガンベッタの三者協力により1878年から1882年にかけて行われた大公共事業を中心とする経済政策。世紀末大不況への対応として、鉄道資本の危機救済および重工業（特に製鉄）の拡大を中心とする恐慌からの脱出策が企てられた。
- 4) 教育改革以外のオポルチュニスト共和主義改革は、パリ・コミューン政治犯の全面的特赦（1880年）、集会・出版の自由確立（1881年）、憲法改正およびそれにともなう上院選挙法改正による終身議員制の廃止（1884年）、同一職業団体の組合結成権の承認（1884年）、等が挙げられる。
- 5) ここで言う反教権主義およびこの後使用する反教権闘争という言葉は、初等学校の支配権および教育内容の宗教的性格を維持しようとするカトリック勢力に対する共和主義者の政治的スタイルのことで、その主張は、初等教育の支配権を国家に戻し、教育内容の中立化と教職員の世俗化をもたらそうとする主義および闘争のことを意味する。
- 6) パリ・コミューンの弾圧により壊滅的打撃を受けたフランスの労働運動は、1870年代の後半から再び活動を再開し始める。第三共和制以後の労働運動で注目すべき特徴は運動組織の二分化現象である。

一つの流れは伝統的組合運動の自律性を貫こうとする革命的サンディカリズムであり、未だ当分の間労働運動の主流を形成する方向である。このグループは1876年のパリ大会で稳健路線を打ち出す。パリ労働組合執行委員会報告は次のように宣言する。「世人が労働者を非難するすべての体系やユートピアは、けっして労働者が考え出したものではない。それらはすべてブルジョワが考え出したものなのだ。……労働者は……ただ生産と消費、資本と労働の関係の均衡をはかるための唯一の手段として、集会の自由と結社の自由を要求するだけである。」（ジョルジュ・ルフラン著、谷川稔訳『フランス労働組合運動史』白水社クセジュ文庫、1974、p.23）

一方、新しい流れはマルクス主義の影響を受けた政治意識に目覚めた労働運動の登場である。彼らは1879年10月、ジュール・ゲード Jules Guesde 指導のもとにフランス最初の組織政党である「フランス

労働者党」(Parti ouvrier de France, P.O.F) を結成し、組合に対する政治=政党の優位を主張する。その宣言書は次のように言う。「経営者に対する闘争は問題ではない。体制に対する闘いが問題なのである。この闘争は何よりもまず政治的なものである。」(ジョルジュ・ルフラン, 前掲書, p.25)

がしかし、これら現実の労働運動は從来の伝統的手工業部門の職人層が主導する部分的な運動にとどまり、他方の工場労働者群は未だ明確な階級意識を形成するに至っておらず、その上に好況(1875~1882)にともなう賃金の上昇を得て、一般的に共和主義政府を支持する傾向にあった。テュデスクも、第三共和制以後社会主義的民主主義者の新しいタイプとしての戦闘的労働者の姿が明瞭となってくるが、「実のところ、労働者諸階層は、政治生活へ積極的に参加することを控えるか、それとも急進主義的反対派に追随するか、そのいずれかであった」と、当時の労働運動の全般的な低調さを指摘している。(テュデスク著、大石明夫訳『フランスの民主主義—1815年以降—』評論社, 1974, p.173)

- 7) このことを逆に言えば、1880年代のフランスにおいて、反教権闘争を行わなかつたら「国民的統合」の達成はおろか、内乱の再発にまでたちいたるとの恐れが政府首脳の間にあったようである。フェリーは1877年4月のエビナルでの講演で次のように言う。「共和主義思想に対する無知と憎悪の中で育てられた青年が人生に一步足を踏み出すやいなや、1789年を解放の年として尊び近代社会を理想社会と見なす階層出身の青年たちとぶつかり合うことを想像してみよう。近い将来にお互いに敵対するこの二派の人々をあらゆる活動分野、あらゆる職業分野で……見出すことになるのであろうか。否、諸君、……フランスにおいては、我々はそのような光景を断じては望みはしまい。……「黒い国際組織 Internationale noire」(カトリック教会のこと—筆者注)の陰謀と「赤いインターナショナル Internationale rouge」(労働者国際労連のこと—筆者注)の陰謀に対する……救済手段はそこ(対立する二派の存在を生み出す教育制度—筆者注)には見いだせない。……あと10年もこの無分別状態を放置しておけば、このうるわしき教育の自由の理念は……内乱にともなう混乱により台無しにされてしまうであります。」(Louis Legrand, *L'influence du positivisme dans l'oeuvres scolaire de Jules Ferry*, Paris, 1961, p.144)

- 8) R. D. Anderson, *Education in France 1848-1870*, Oxford, 1975, p.158  
 9) 志村鏡一郎「ブルジョワ自由主義の教育政策」(梅根悟監修『世界教育史大系10 フランス教育史II』講談社, 1975年), p.99  
 10) A. Prost, *Histoire de l'enseignementen France 1880-1967*, Paris, p.108. <Documents 17-Statistique de l'instruction primaire 1817-1887>  
 11) 古沢常雄「フランス市民社会の形成と教育財政」(梅根悟監修『世界教育史大系29 教育財政史』講談社, 1975年), p.148  
 12) Ch. Fourrier, *L'enseignement français de 1789 à 1945*, Paris, 1965, p.190  
 13) Benigno Cacérès, *Histoire de l'éducation populaire*, paris, 1964, p.40  
 14) Projet de Statut envoyé par Jean Macé aux 4792 adhérents de la Ligue française de l'Enseignement, le 1<sup>er</sup> novembre 1867, cité par B. Cacérès, op.cit., p.204  
 15) Ch. Fourrier, op.cit., p.183  
 16) B. Cacérès, op.cit., pp.45-46  
 17) ちなみに、無償化法の公布日は1881年6月16日であり、義務化・世俗化法の方は約9ヶ月遅れの1882年3月26日であった。  
 18) 以下、議員たちの発言は、Louis Capéran, *Histoire contemporaine de la laïcité française*, vol.II, Paris, 1960, pp.65-74からの引用である。  
 19) *ibid.*, p.72  
 20) 資格免許状法案は1979年5月19日に、無償化法案は1980年1月20日にそれぞれ議会事務局に提出されている。  
 21) 日の目を見るにはいたらなかったが、第二共和制議会で審議された2月革命の記念碑的作品と評価されるカルノー法案もその第6条で「公学校においては教育は無償とする」と宣言していた。

# A Study of the Process of Forming the Modern Public Education System in France (Part 2)

— “Opportunist” Educational Policies  
and Enactment of the Law of 1881 —

Masahiko SOGA

*Department of Applied Science,*

*Faculty of Science,*

*Okayama University of Science,*

*Ridai-cho 1-1, Okayama 700, Japan*

(Received September 30, 1995)

This is the second part of four successive studies which will combine into one unified study titled “A Study of the Process of Forming the Modern Public Education System in France”.

This article mainly intends to clarify the process of enacting the Law of June 1881 that wills that public primary education shall be free hereafter.

The first section studies political features of the “opportunist party” who governed the third republic of France and accomplished a lot of republican reforms.

The second section deals with the debates at the French Parliaments concerning the bill that will be the Law of June 1881 ordering the establishment free public primary education, and also examine the features and contents of the law.